



保護者のみなさまへ

久留米市教育委員会

平成28年度(平成28年4月~平成29年3月)

## 学用品費・給食費等の援助のお知らせ

久留米市では、経済的理由により、学校で教育を受けることが難しい児童生徒に給食費や学用品費等の一部を支給する就学援助制度を設けています。受給を希望する方は、下記のとおり申請を行ってください。  
なお、就学援助の申請は、毎年必要です。平成27年度に援助を受けていた方で平成28年度の援助を引き続き希望される場合は、新たに申請を行ってください。

### ○援助の対象になる世帯

久留米市に住民票があり、市立小・中学校に通学する児童生徒の保護者であること（私立学校に通学する児童生徒は対象となりません）、かつ、下記のいずれかに該当する世帯であること。

- ① 生活保護が停止または廃止になった。(平成27年4月1日以降の廃止)
- ② 児童扶養手当を全額受給している。
- ③ 世帯全員の国民年金掛金が全額免除されている。
- ④ 世帯全員の市民税が非課税である。
- ⑤ 保護者の死亡・離別・失業などの特別な事情により生活状態が急激に悪化した。
- ⑥ ①～⑤には当てはまらないが、世帯全員の収入が少なく、生活が非常に苦しい。

### ○申請に必要なもの

- 1. 印鑑(認印で構いません)
- 2. 保護者名義の普通預金通帳
- 3. 健康保険証(申請する子どもの名前が記載されているもの)
- 4. 世帯全員の方が記載された住民票(久留米市外にお住まいの方のみ)  
※久留米市内にお住まいの方は、本人同意の上、当方で確認させていただきます。
- 5. 所得課税証明書
  - ※ 平成27年1月1日に久留米市内にお住まいの方は、本人同意の上、当方で確認させていただきます。
  - ※ 平成27年1月2日以降に久留米市に転入された方は、平成27年1月1日にお住まいになっていた市町村で、  
全員分(16歳以上)の所得課税証明書の交付を受けて申請時に提出ください。  
なお、「源泉徴収票」による申告書の写しによる申請はできません。
  - ※ 収入状況が急激に変化した場合、離職票などの添付が必要です。
- 6. 国民年金免除申請承認通知書(20歳以上の世帯全員分)  
※ 久留米年金事務所(諏訪野町2401, TEL0942-33-6206)で発行したハガキをお持ちください。

### • 注意

平成28年度就学援助認定時点で、給食費・校納金等学校への支払いに滞納が有る場合は、久留米市教育委員会にて、就学援助費の振込先を学校へ変更させて頂きます。

○援助の内容(平成27年度額を記載)

(金額は、平成27年度の額です。平成28年度の支給金額は認定通知に記載します。)

費目	対象学年	年間支給総額	支払内訳(円)										
			1学期	2学期	3学期								
学用品費等	小学校1年	12,970	5,970	4,000	3,000								
	小学校2年~6年	15,200	8,200	4,000	3,000								
	中学校1年	24,560	11,260	7,600	5,700								
	中学校2年~3年	26,790	13,490	7,600	5,700								
新入学児童生徒 学用品費	小学校1年	20,470	1学期支給 (4月・5月認定者のみ)										
	中学校1年	23,550	がつにんていしや (但し、認定月以降の旅行のみ)										
修学旅行費 (交通費・宿泊費・見学料)	実施学年	全額 (上限あり)	りょこうじつし 旅行実施2~3か月後に支給予定 (但し、認定月以降の旅行のみ)										
校外活動費 (宿泊費を伴うもの(交通費・見学料))	実施学年	小(上限)3,570	3学期支給 (但し、認定月以降の活動のみ)										
	中(上限)6,010	ただ にんていづきいこう かいつどう (但し、認定月以降の活動のみ)											
医療費	がつこうほけんあんぜんほううせこうういんだいじょうさだしつべいかぎほけんしんりょうわりじっぴん 学校保健安全法施行令第8条で定める疾病に限り、保険診療の3割(実費分)を 支給します。※学校(養護教諭)から医療券の交付を受け、医療機関へ提出下さい。												
※学校保健安全法施行令第8条で定める疾病													
1. トロコーマ 2. 結膜炎 3. はくせん(たむし、しらくも、水虫) 4. かいせん 5. 膿瘍疹(とびひ) 6. 中耳炎 7. 慢性副鼻腔炎 8. アデノイド 9. 寄生虫病(虫卵保有を含む) 10. う歯(虫歯、健康保険が適用になる治療に限る)													
健康増進特別事業費 (宿泊訓練活動 (食料費及び宿泊費に限る))	小学校5年	じょうげん (上限)6,000	りょこうじつし 旅行実施2~3か月後に支給予定 (但し、認定月以降の活動のみ)										
	中学校1年	じょうげん (上限)7,000	ただ にんていづきいこう かいつどう (但し、認定月以降の活動のみ)										
学校給食費	全年	全額	かくがつまつ 各学期末(学校に振り込みます)										

○申請受付場所(1. 2のいずれかで申請してください。)

1. 教育委員会 市役所本庁舎17階 学校保健課 TEL 0942-30-9273

田主丸事務所 TEL 0943-74-4000 北野事務所 TEL 0942-78-2308

城島事務所 TEL 0942-62-2117 三瀬事務所 TEL 0942-64-3020

2. 通学する小学校・中学校

- ・小学校 中学校 両方に子どもが通学している場合は、どちらか一方の学校で申請してください。
- ・新中学校1年生は、小学校、中学校どちらでも受け付けます。

○申請受付期間

2月15日(月)~3月31日(木)(土日祝日を除く8時30分~17時15分)

・新小学校1年生については、4月28日まで受け付けます。

※市役所本庁舎17階 学校保健課のみ次の時間帯も受け付けます。

・木曜日は、受付時間を19時まで延長します。

延長日: 2/18・2/25・3/3・3/10・3/17・3/24・3/31・4/7・4/14・4/21・4/28

・下記の日曜日も受け付けます。

3月20日・27日、4月3日・10日

時間: 8時30分~17時15分

○備考

- ・申請は上の期間のあとも受け付けますが、年度の途中から認定になった方は、認定月

からしか受給できませんので、早めの申請をお勧めします。

- ・認定・否認定の通知は、5月中旬頃に郵送する予定です。(2・3月受付分のみ)

・申請に関するお問い合わせ先

久留米市教育委員会学校保健課 TEL 0942(30)9273 (市役所本庁舎17階)

(ホームページ) <http://www.city.kurume.fukuoka.jp/>, (メールアドレス) [gakuho@city.kurume.fukuoka.jp](mailto:gakuho@city.kurume.fukuoka.jp)